

現場説明書（技術的事項）

工事名 福山市立済美中学校他 1 校外壁改修工事

（●印を適用）

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」

第9条第1項に規定する対象工事

○ 該当する

● 該当しない

2. 別途工事

なし

3. 現場の状況

設計図のとおり

4. 留意事項

① 本工事受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。

② 工事中は学校運営と同時使用となるため、仮囲い等を設置し、事故の無いよう十分注意してください。

③ 工事期間中は、周辺地域、生徒、職員及び第三者の安全に細心の注意を払い、危険の無いよう対策を講じてください。構内管理については学校管理者との協議、調整を十分に行ってください。

④ 工事車両の出入り口と生徒・学校関係者の出入り口が重複するため、大型車等の出入りには必要に応じて交通誘導員を配置し、安全管理に努めてください。

⑤ 工事関係車両の駐車場は、学校管理者と協議が必要です。

⑥ 騒音・粉塵及び振動・ガラ等の飛散に対して十分な配慮を講じてください。

⑦ この工事は、建設リサイクル法の対象工事には該当しませんが、特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。

⑧ 実施工程表を契約後14日以内に提出するとともに、速やかに承認図、施工

⑨ 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮してください。

⑩ 日曜日及び祝日に作業を行わないでください。ただし、事前に監督員の承諾を得た場合はこの限りではありません。

福山市立済美中学校他 1 校外壁改修工事

図 面 リ ス ト	
図面番号	図 名
1	表紙・目次
2	外壁改修工事特記仕様書No.1
3	外壁改修工事特記仕様書No.2
4	外壁改修工事特記仕様書No.3
5	済美中学校 北棟 配置図・平面図・立面図
6	済美中学校 南棟 配置図・平面図・立面図
7	城西中学校 北棟 配置図・平面図・立面図
8	城西中学校 南棟 配置図・平面図・立面図

工 事 名	福山市立済美中学校他 1 校外壁改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課						図 面 N O .	
図面名称	表紙・目次	2025年5月	主務	課員	次長	課長補佐	施設課長	部長	1	

⑦

①

事前調査
<1.4.1>

目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について事前調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令に基づき、官公署へ報告を行う。

(1) 使用部位の確認

(2) 種類、厚さ等の確認

(3) 使用数量の確認

(4) 施工範囲と工事管理区分の確認

・ 石綿含有分析調査（※ 不要 ・ 必要（内容は下記による））

※ 分析方法 JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析

※ 分析必要部屋名等（※ 図示）分析必要箇所（箇所）

2

石綿粉じん濃度測定
<6.1.3>

石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督員に報告する。
※ 測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版による。
測定点の取り方
(1) 処理作業前
・ 処理作業室内（点）
・ 施工区画周辺又は敷地境界（2点）
(2) 処理作業中
・ 処理作業室内（点）
※ セキュリティゾーン入口（点）…空気の流れを確認
※ 負圧・除じん装置の排出口（点）…除じん装置の性能確認
・ 施工区画周辺又は敷地境界（2点）
(3) 処理作業後（離隔シート撤去前）
※ 処理作業室内（点）
・ 施工区画周辺又は敷地境界（2点）

3

除去工事共通事項
<6.2.1～6.2.9>

1) 専門事業者
石綿含有吹き付け材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。
2) 作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者
①石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、管理させること。
②排出事業者は、石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。
3) 除去作業者
石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。
4) 施工計画書
施工に先立ち、処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承認を受けること。
5) 表示及び掲示
①関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、石綿除去作業中等の表示を行う。
②石綿の有害性、取扱い上の注意事項、使用する保護具の提示を行う。
③「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。
6) 保護具・保護衣
①作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくい保護衣又は作業衣を着用する。
②監督員の現場作業の立入確認のため、保護具、保護衣を一式現場に備える。
7) 官公署その他への手続き
①労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画届（労働基準監督署）
②「石綿則」第5条第1項の規定による作業届（労働基準監督署）
③大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出（都道府県知事）
④その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出（特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等）
8) 適用基準等
※ 「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」

4

石綿含有吹き付け材の除去
<6.3.1～6.3.4>

1) 処理を行う石綿含有吹き付け材の仕様及び部位
※ 図面による ・ 下記による

石綿含有吹き付け材の仕様	使用部位
・	・
・	・
・	・
・	・

2) 作業場の隔離、養生等
①除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて負担隔離養生を行う。
②隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保つ。
③隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の3室で構成するセキュリティゾーンを設置する。
④洗浄室にはエアシャワー設備を設ける。
⑤除去物の処理
※ 密封処理（二重袋梱包） ・ セメント固化

3) 除去工法
※ 図面による ・ 共通仕様書による
施工場所（ ）

4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等
①除去した石綿含有吹き付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいく。
処分場所（ ） 運搬距離（ ）
受入条件（※平日受入 ・ ）
※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。
②石綿を廃棄物として排出した時は、その部数、排出量と処理先を監督員に報告するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。
5) 確認及び後片付け
①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
②確認の後、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
③養生用のプラスチックシートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。
④養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。
⑤壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。 なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
⑥養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。
⑦床養生用のプラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。

5

石綿含有保温材等の除去
<6.4.1～6.4.4>

⑥養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4 2)⑤により処理等を行う。
⑦後片付け後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。

1) 処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位
・ 下記による ※ 図面による

石綿含有保温材等の仕様	使用部位
・	・
・	・
・	・
・	・

2) 養生等
①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負担不要）を行う。
②作業場の隔離（ ・ 行う ※ 行わない ）
石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落とし・破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。
3) 作業場の隔離を行う場合は、4 2)を適用する。
除去工法
※ 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし ・ 石綿含有吹き付け材の除去による除去物の処理（※ 密封処理（二重袋梱包） ・ セメント固化）
4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等
4 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。
5) 確認及び後片付け
①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
②確認の後、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
③養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。

6

石綿含有成形板等の除去
<6.5.1～6.5.4>

1) 処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位
・ 下記による ※ 図面による

石綿含有成形板等の仕様	使用部位
・	・
・	・
・	・
・	・

2) 養生等
石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う。
3) 除去工法
①原則、手ばらして行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負担不要）を行う。
②除去した石綿含有成形板等の集積及び積み込みに当たっては、高所より落下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。
③破砕された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。
4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等
①処分は原形のままとし、処分先は監督員の指示による。
・ 石綿含有石膏ボード
※ 埋立処分(管理型最終処分場)
・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設)
なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。
②除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。
③石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
5) 確認及び後片付け
①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。

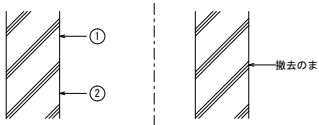
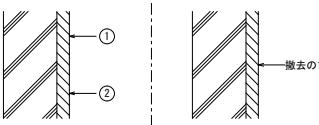
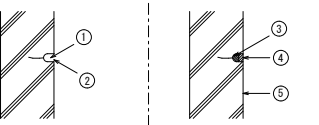
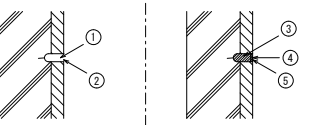
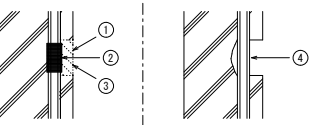
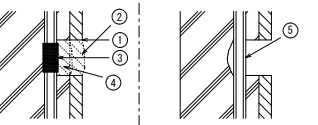
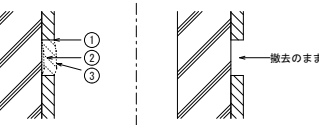
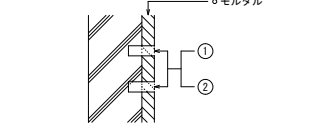
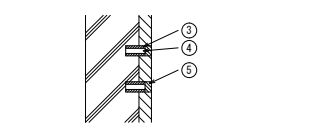
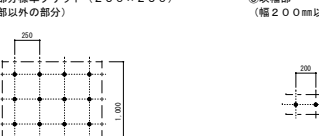
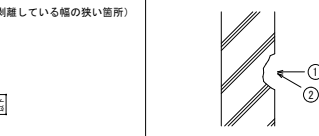
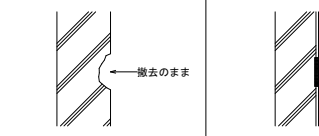
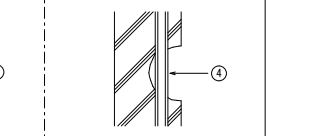
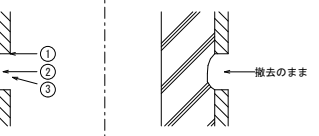
7

石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の除去

1) 処理を行う石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の仕様及び部位
・ 下記による ※ 図面による

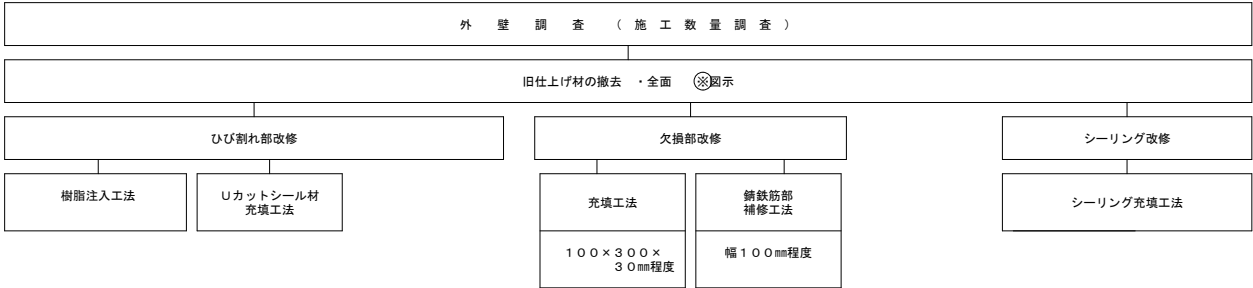
石綿含有仕上塗の仕様	使用部位
・ 外装薄塗材E	・ 外壁
・	・
・	・
・	・

2) 養生等
電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負担不要）を行う。
3) 除去工法
（施工場所：※ 図示）
①石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。
②電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの飛散を防止する。
③除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でごん包する。
4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等
6 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。
処分先については、監督員の指示による。
・ 埋立処分（ ・ 安定型最終処分場 ・ 管理型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。
5) 確認及び後片付け
①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。

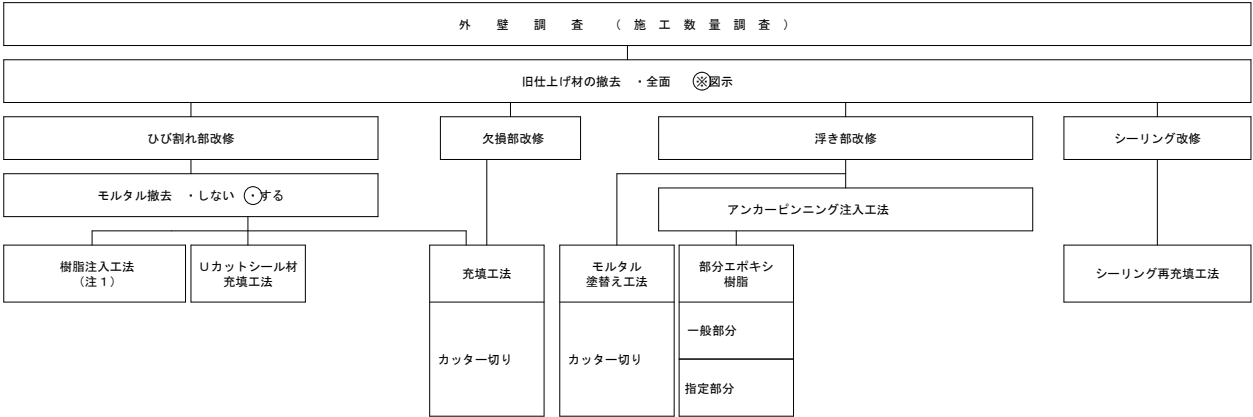
名 称		A 表面劣化部処理		B ひび割れ部処理		C 錆鉄筋部処理		D 浮き部処理							
記号・仕様		A-1' 打放し面表面劣化部処理【サンダー工法】		A-2' モルタル面表面劣化部処理【サンダー工法】		B-2' 打放し面Uカットシール材充填工法【標仕4.2.6】 ひび割れ幅 1.0mm超		B-6' モルタル面Uカットシール材充填工法 ひび割れ幅 1.0mm超		C-1' 打放し面錆鉄筋部処理		C-2' モルタル面錆鉄筋部処理		D-1' モルタル面はつり	
改修前	改修後														
		①既存仕上材及び塗層層サンダーケレン（・全面 ＊部分） ②ブラシ、圧搾空気等清掃		①既存仕上材及び塗層層サンダーケレン（・全面 ＊部分） ②ブラシ、圧搾空気等清掃		①ひび割れ部Uカット ②ブラシ、圧搾空気等清掃 ③シーリング材打設 ④Uカット部埋戻し（ポリマーセメントモルタル）		①ひび割れ部Uカット ②ブラシ、圧搾空気等清掃 ③シーリング材打設 ④Uカット部埋戻し（ポリマーセメントモルタル）		①錆鉄筋周辺のはつり ②錆落とし ③ブラシ、圧搾空気等清掃 ④防錆処理		①カッター縁切り（C-3） ②浮き部はつり ③錆落とし ④ブラシ、圧搾空気等清掃 ⑤防錆処理		①カッター縁切り（C-3） ②浮き部はつり ③ブラシ、圧搾空気等清掃	
		設計数量：㎡		設計数量：10.2㎡		設計数量：m		設計数量：53.0m		設計数量：m		設計数量：19.9m		設計数量：20.3㎡	
名 称		D 浮き部処理													
記号・仕様		D-2' モルタル面アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法【標仕4.3.11】													
改修前	改修後														
		①穿孔 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ②孔内ブラシ、圧搾空気等清掃 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ③エポキシ樹脂注入 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ④ステンレスピン挿入 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ⑤穿孔跡埋戻し【エポキシパテ】 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所		⑤穿孔跡埋戻し【エポキシパテ】 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所		①一般部分標準グリッド（250×250） （指定部以外の部分） ③峽幅部 （幅200mm以下で帯状に剥離している幅の狭い箇所） ●アンカーピン固定部		①一般部分標準グリッド（250×250） （指定部以外の部分） ③峽幅部 （幅200mm以下で帯状に剥離している幅の狭い箇所） ●アンカーピン固定部		①欠損部はつり等での整形 ②ブラシ、圧搾空気等清掃		①欠損部・錆鉄筋周辺はつり等での整形 ②錆落とし ③ブラシ、圧搾空気等清掃 ④防錆処理		①カッター縁切り（C-3） ②欠損部はつり等での整形 ③ブラシ、圧搾空気等清掃	
		設計数量：①一般部分：【6676面】㎡ ②指定部分：0.0㎡ ③峽幅部：53.0m		設計数量：①一般部分：【6676面】㎡ ②指定部分：0.0㎡ ③峽幅部：53.0m		設計数量：①一般部分：【6676面】㎡ ②指定部分：0.0㎡ ③峽幅部：53.0m		設計数量：①一般部分：【6676面】㎡ ②指定部分：0.0㎡ ③峽幅部：53.0m		設計数量：㎡		設計数量：㎡		設計数量：24.4㎡	

外壁改修フロー図

○コンクリート打放し仕上げ外壁の場合



○モルタル塗り仕上げ外壁の場合



その他特記事項

打音及び目視調査、改修の範囲

- ・ 建物の1階から最上階まで（屋上部のPH、渡り廊下等も含む）に対して打音及び目視により、浮き ひび割れ及び欠損について調査を行なう。各調査で異常のある場合は、計測し図面に幅・長さ・厚さ・面積などを記入表示する。
- ・ 調査は高所作業車で行うものとする。
- ・ 調査不可能範囲は、報告書に範囲を明示の上、監督員と対応を協議すること。
- ・ 敷地の特性上、高所作業車で調査、改修工事が行えない箇所に関しては、監督員及び学校管理者と協議の上、危険箇所については、立ち入り禁止措置を講ずる。（鉄筋杭L=1000@4m＋トラロープ）
- ・ 改修範囲（石綿含有仕上塗材の除去含む）については、施工数量調査報告書を提出し、監督員と協議の上決定する。

はつり時等の養生について

- ・ 高所作業車での作業となるため、監督員と協議の上、埃等が飛散しないように対策を講じること。

錆鉄筋防錆処理

- ・ 鉄筋コンクリート用防錆剤等を塗り付け、防錆処理を行う。
- ・ 処理済み部分についても、発錆が確認できた場合は、同様に防錆処理を行う。

A2：100%
A3：71%

工 事 名

福山市立済美中学校他1校外壁改修工事

福山市教育委員会事務局管理部施設課

図 面 N O .

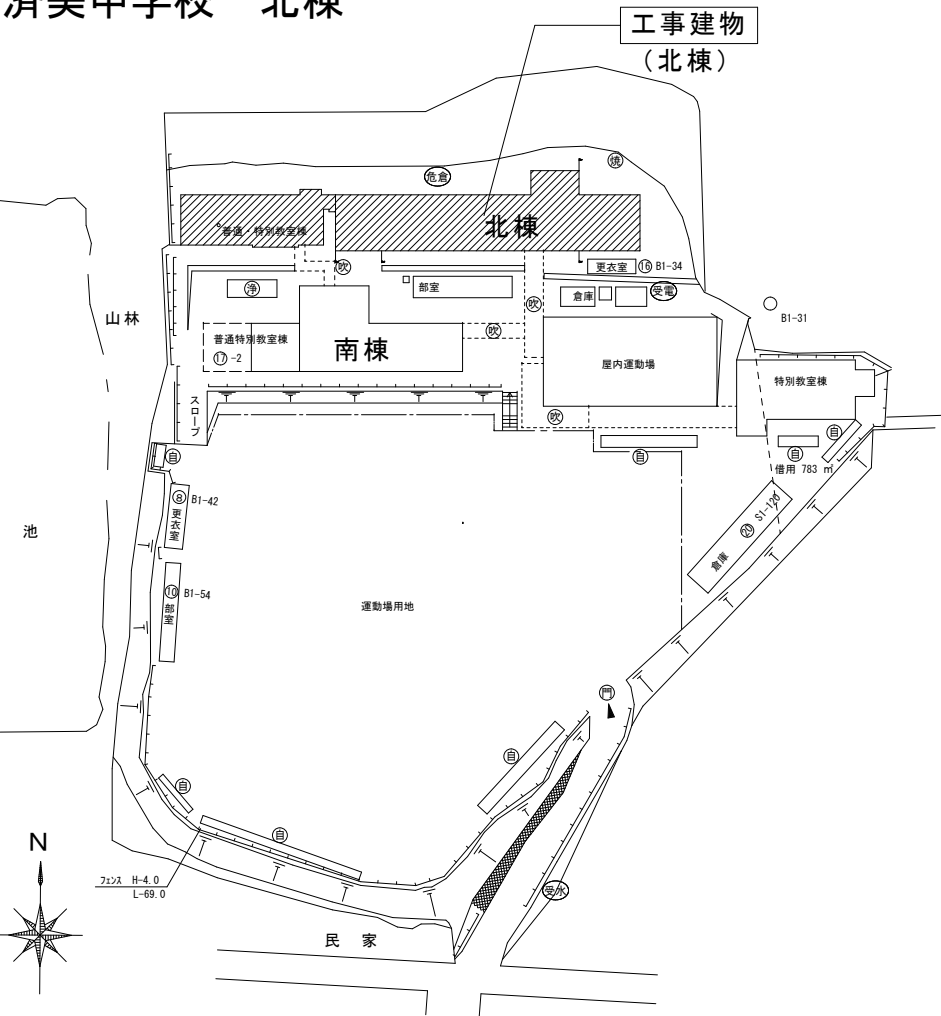
図面名称

外壁改修工事特記仕様書No.3

2025年5月

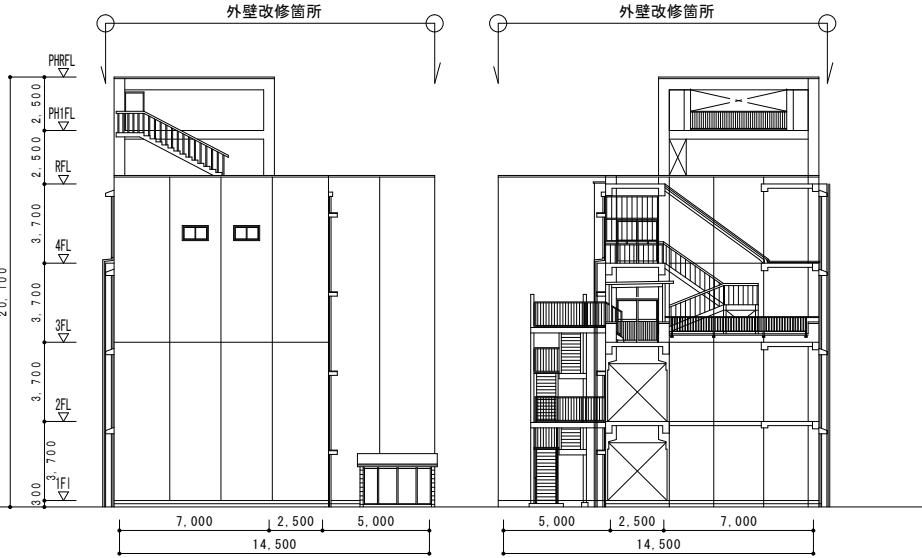
4

済美中学校
 北棟



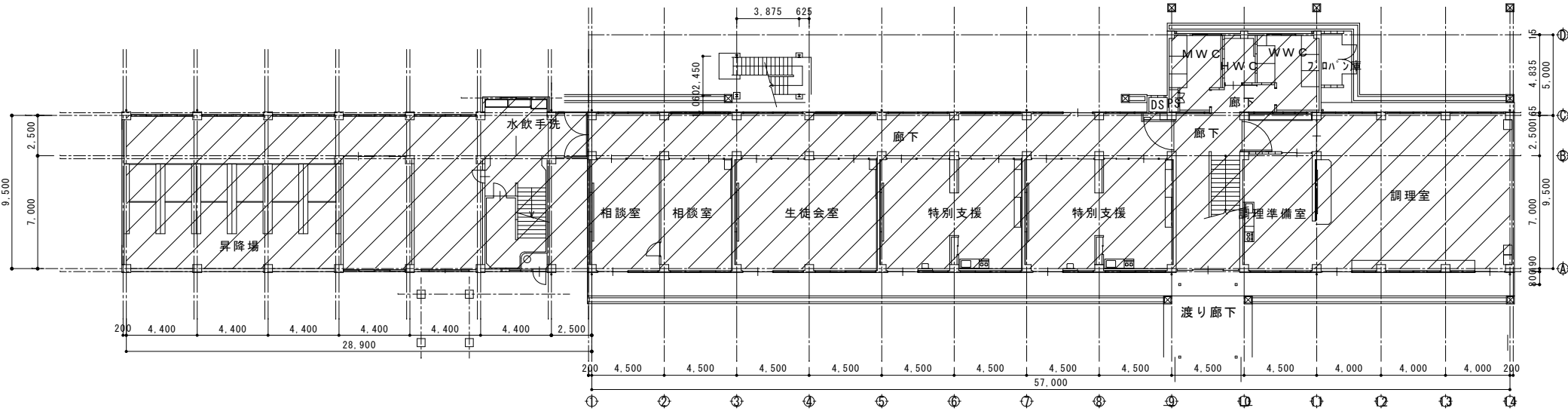
配置図 1/1000

名 称	福山市立済美中学校北棟校舎
新築工事の着工日	1965年4月1日
住 所	福山市赤坂町大字赤坂7267番地2
耐 火	○耐火 ・準耐火 ・その他
構 造	・木造 ○RC造 ・S造 ・その他
延べ面積	3,350㎡
階 数	地上4階、地下 階
解体の作業の対象となる床面積の合計	㎡



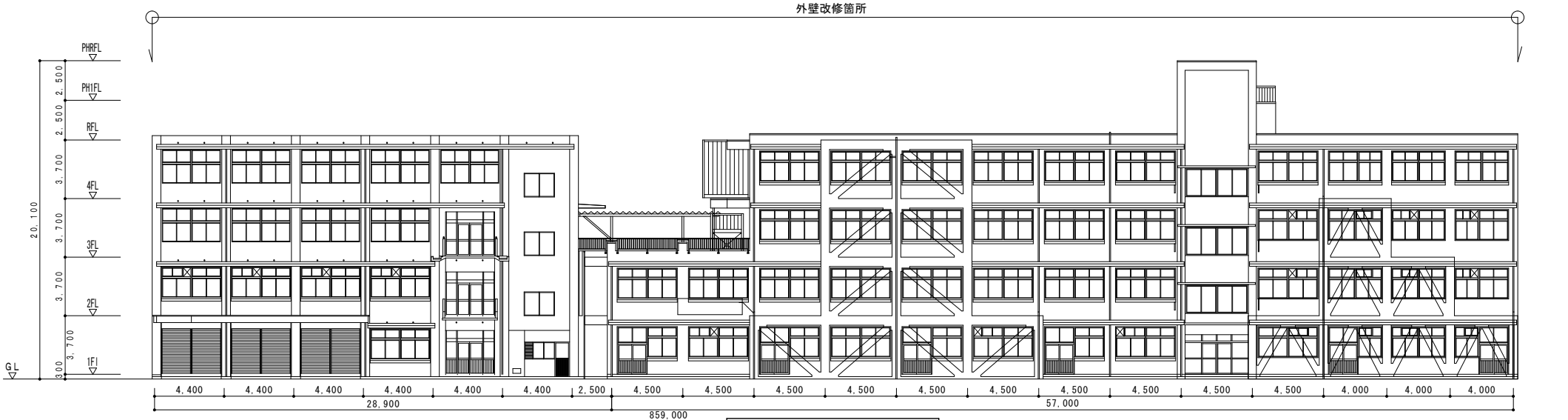
西面立面図 1/300

東面立面図 1/300

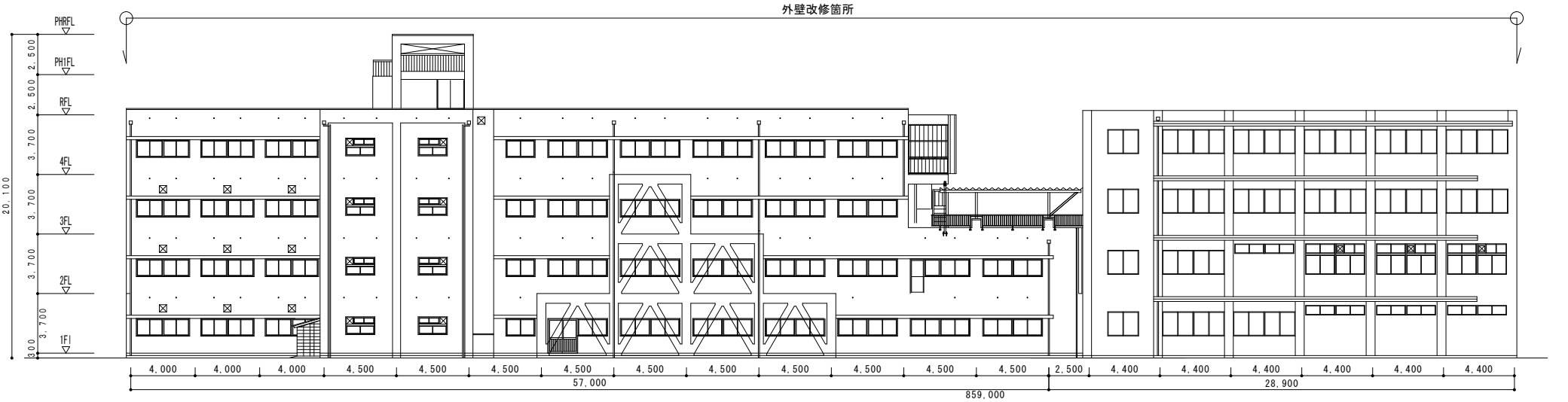


1階平面図 1/300

... 外壁改修箇所を示す。



南面立面図 1/300



北面立面図 1/300

工 事 名

福山市立済美中学校他1校外壁改修工事

福山市教育委員会事務局管理部施設課

図面名称

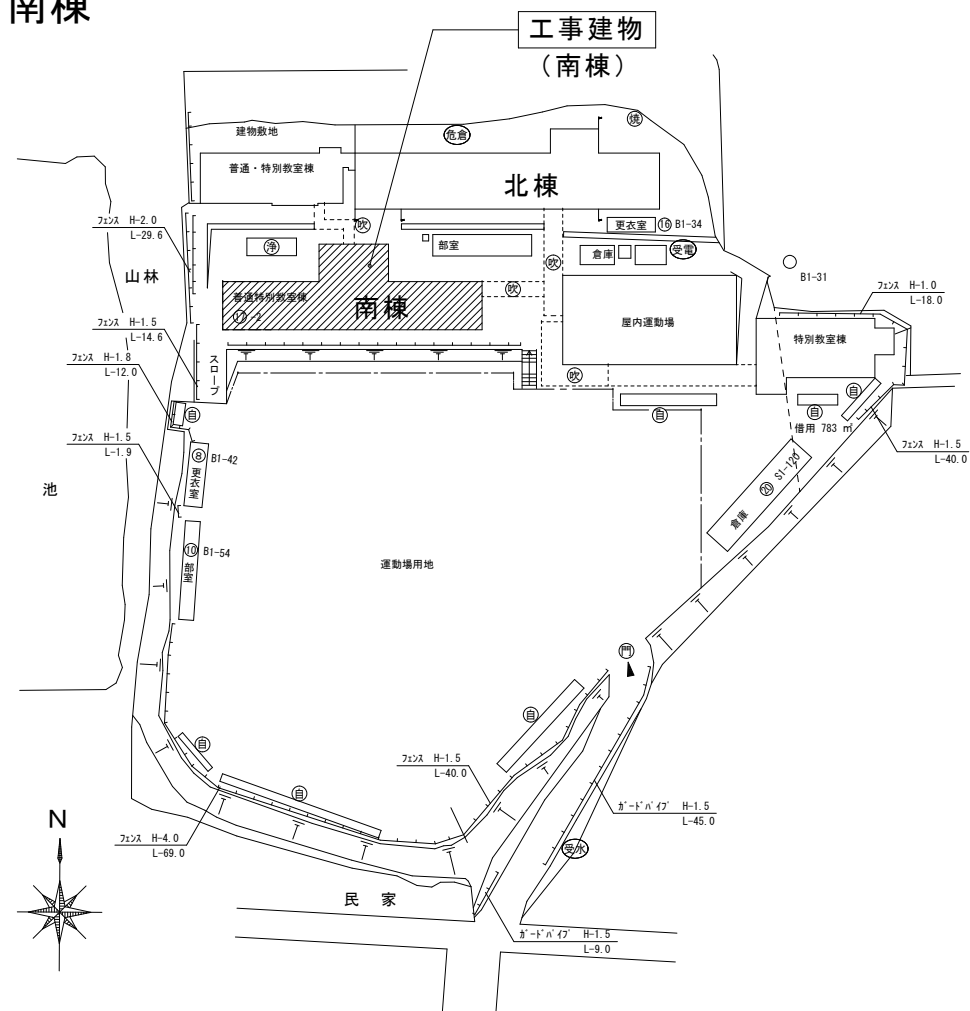
済美中学校 北棟
配置図・平面図・立面図

2025年5月

図面NO.

5

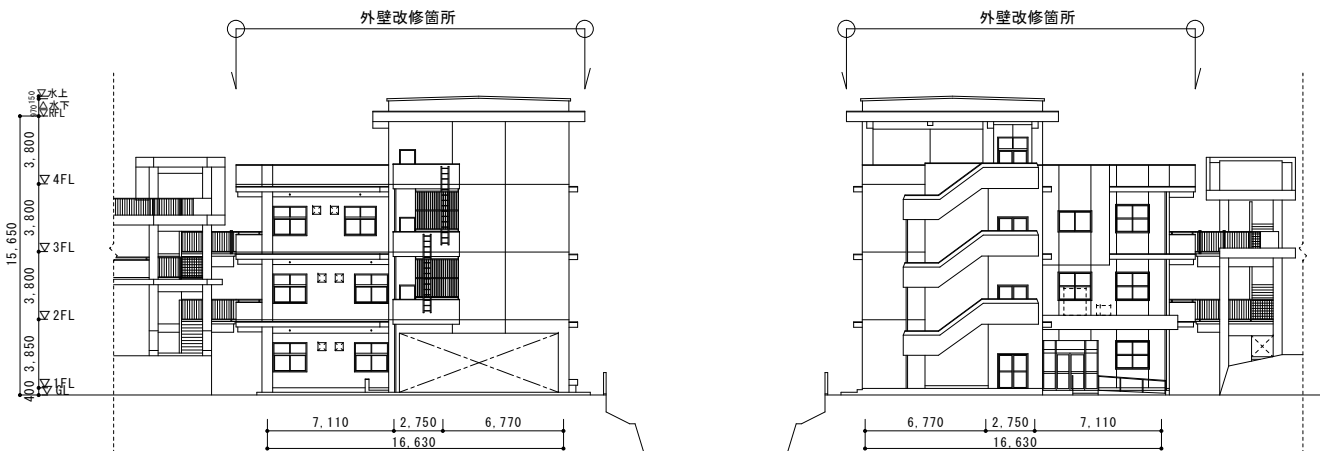
濟美中学校
 南棟



配置図 1/1000

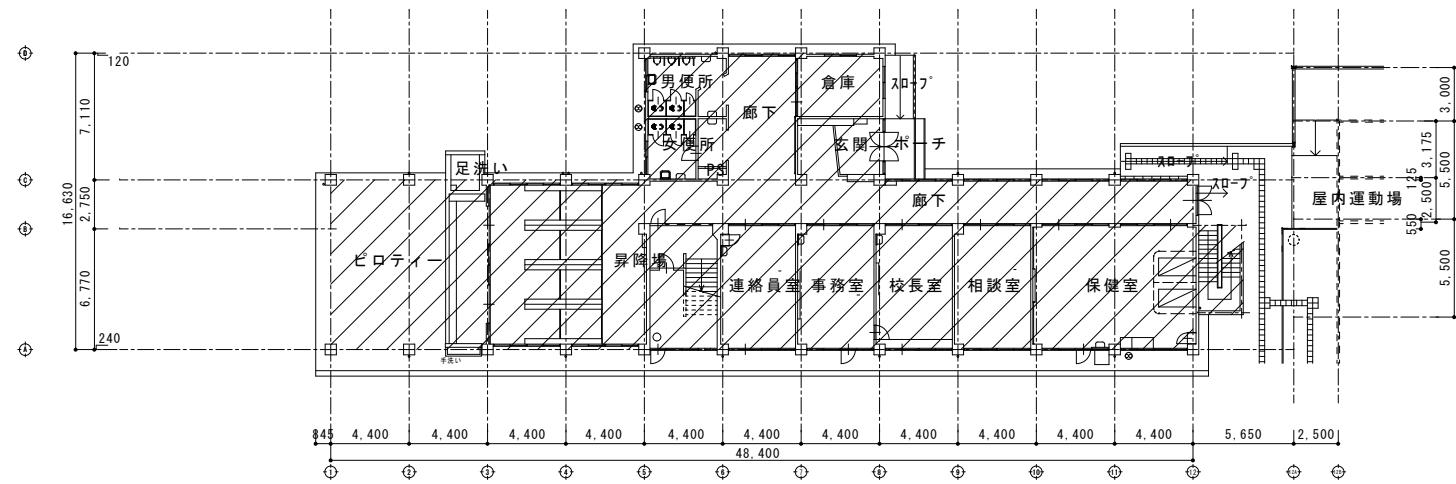
建築物の概要

名 称	福山市立済美中学校南棟校舎
新築工事の着工日	1 9 7 8 年 4 月 1 日
住 所	福山市赤坂町大字赤坂 7 2 6 7 番地 2
耐 火	○耐火 ・準耐火 ・その他
構 造	・木造 ○RC造 ・S造 ・その他
延べ面積	1,819㎡
階 数	地上 4 階 ・地下 階
解体の作業の対象となる床面積の合計	㎡



西面立面図 1/300

東面立面図 1/300



1 階平面図 1/300

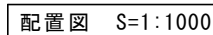


北面立面図 1/300

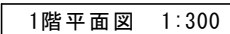
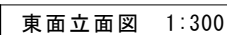
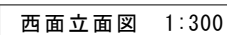


南面立面図 1/300

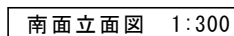
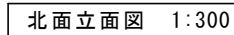
工 事 名	福山市立済美中学校他 1 校外壁改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課	図 面 N O .
図面名称	済美中学校 南棟	2025年5月		6
	配置図・平面図・立面図			



名 称	福山市立城西中学校北棟校舎
新築工事の着工日	1979年4月1日
住 所	福山市山手町3000番地
耐 火	○耐火 ・ 準耐火 ・ その他
構 造	・ 木造 ○RC造 ・ S造 ・ その他
延べ面積	2,275㎡
階 数	地上 4階 ・ 地下 階
解体の作業の対象となる床面積の合計	㎡



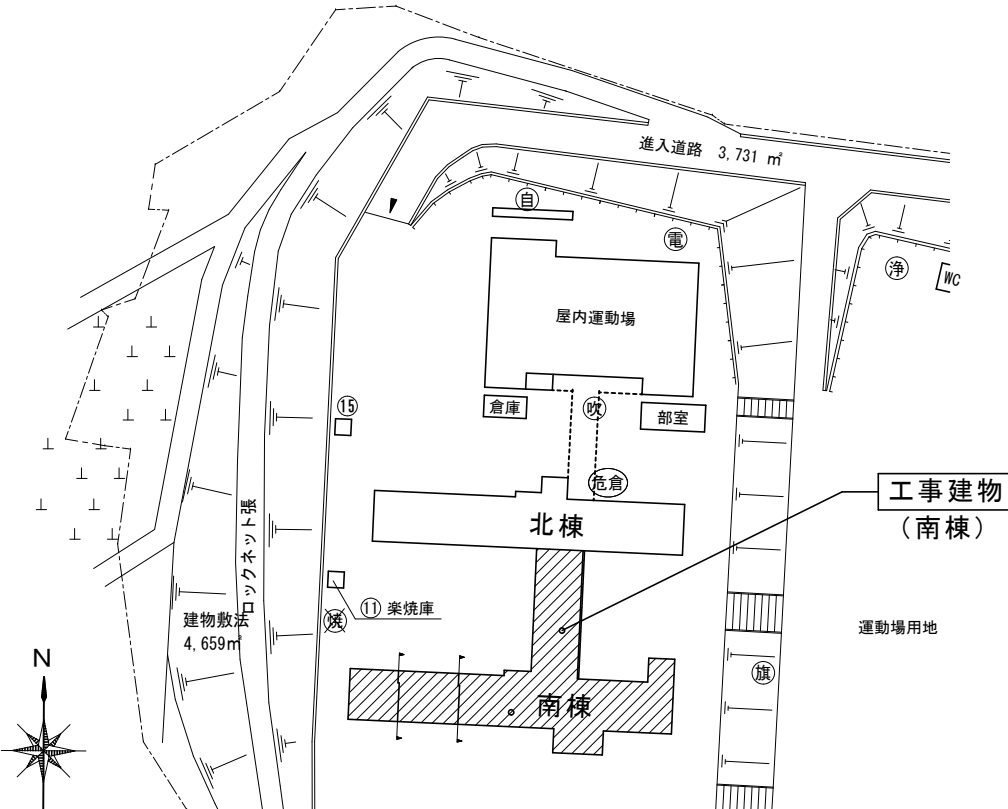
・・・外壁改修箇所を示す。



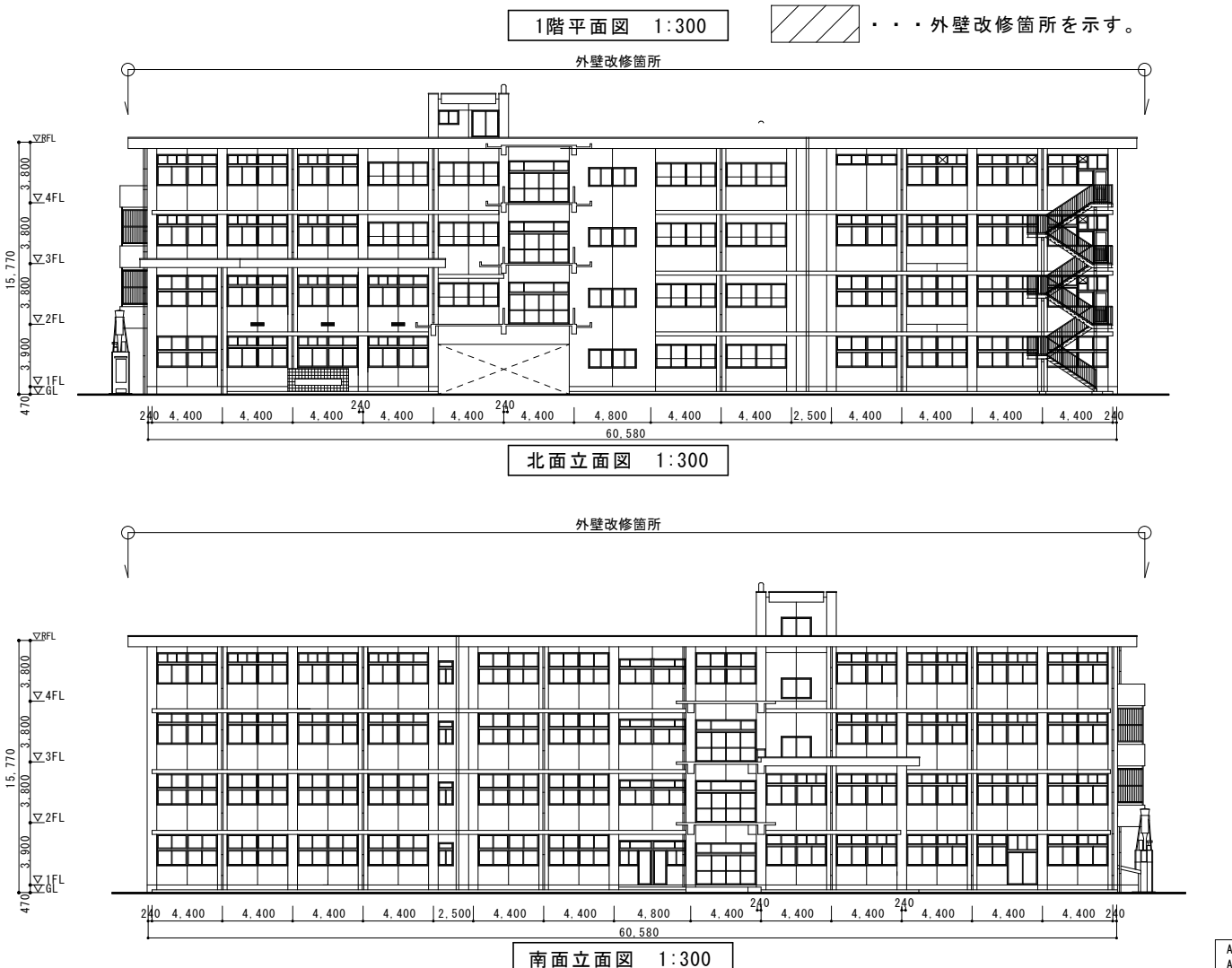
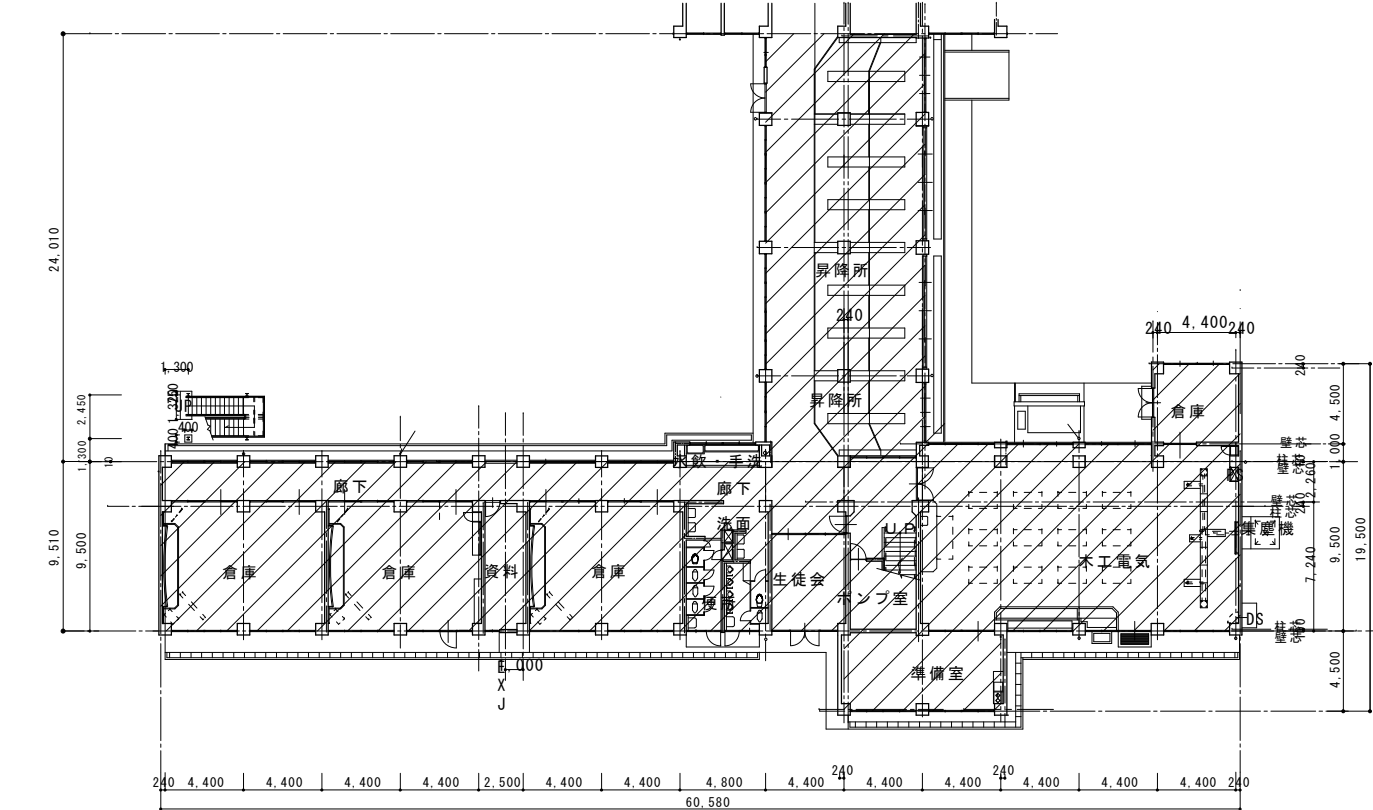
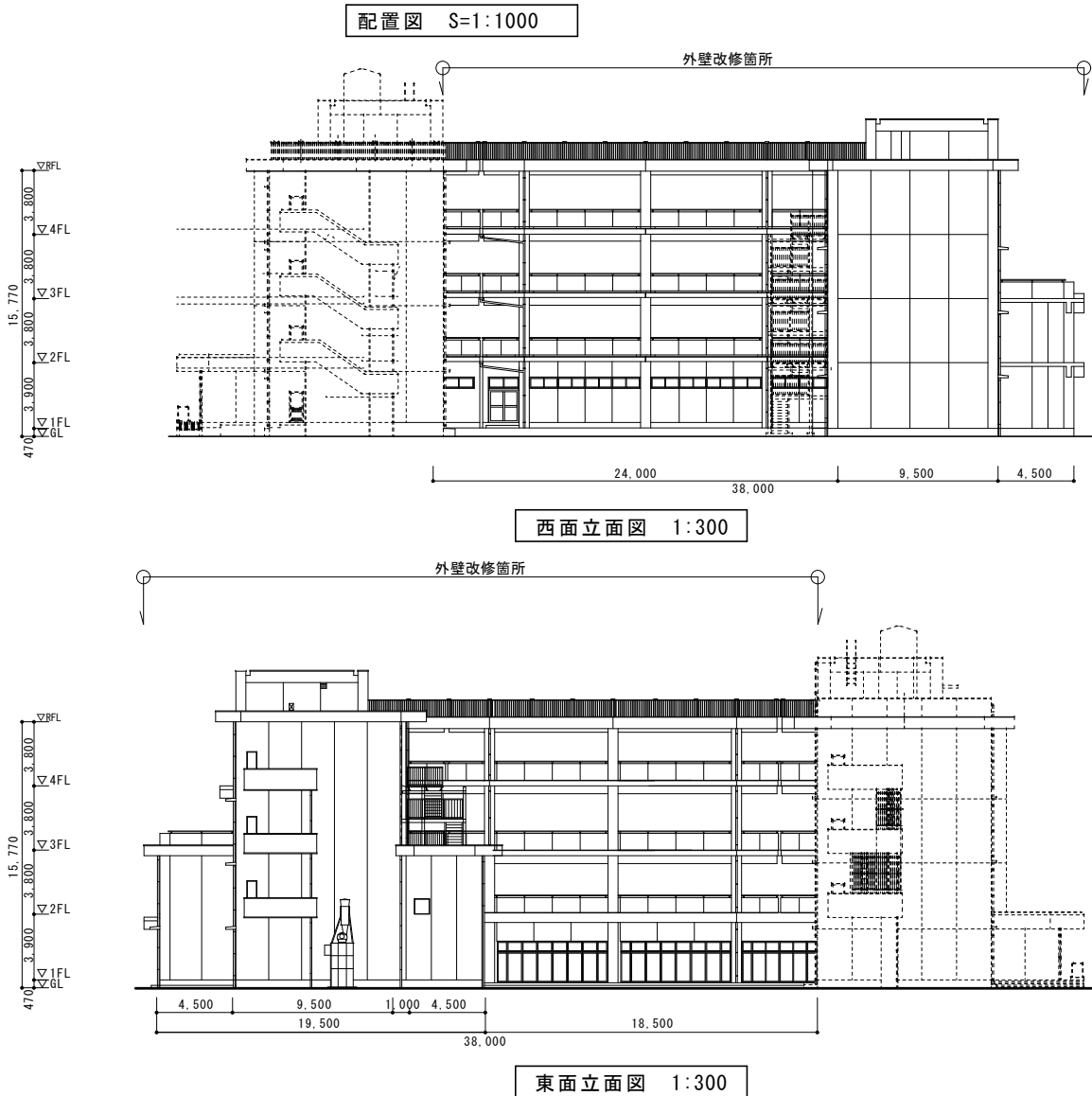
100%
71%

7

城西中学校 南棟



建築物の概要	
名称	福山市立城西中学校南棟校舎
新築工事の着工日	1979年4月1日
住所	福山市山手町3000番地
耐火	○耐火 ・準耐火 ・その他
構造	・木造 ○RC造 ・S造 ・その他
延べ面積	2,730㎡
階数	地上 4階、地下 階
解体の作業の対象となる床面積の合計	㎡



工事名	福山市立済美中学校他1校外壁改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面NO. 8
図面名称	城西中学校 南棟	2025年5月		
	配置図・平面図・立面図			

参考数量書

§ 工事名称 福山市立済美中学校他 1 校外壁改修工事

§ 工事場所 福山市赤坂町大字赤坂 7 2 6 7 番地 2 外 1 か所

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 福山市立済美中学校他 1 校外壁改修工事

工事場所 福山市赤坂町大字赤坂 7 2 6 7 番地 2 外 1 か所

【工事概要】
外壁改修・・・一式

【建物概要】
済美中学校：北棟校舎、南棟校舎
城西中学校：北棟校舎、南棟校舎

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

福山市

